

海上運送法施行令の一部を改正する政令案参照条文

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

（職権の委任）

第四十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）が行う。

2 （略）

海上運送法施行令（昭和三十年政令二百七十六号）（抄）

1 海上運送法（以下「法」という。）に規定する国土交通大臣の職権で地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）が行うものは、次のとおりとする。

一 一般旅客定期航路事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局又は海運監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸海運監理部の管轄区域を除く。以下「一」の地方運輸局等の管轄区域」という。）内に存するものに限る。）特定旅客定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人又は物の運送をするものを除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条まで及び第二十九条を除く。）に規定する職権

二 一般旅客定期航路事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの、当該事業に係る航路が一の地方運輸局等の管轄区域内に存するもの及び本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）に関する法第六条、第八条第一項（運賃の設定又は変更（寄港地の新設又は廃止に伴うもの、割引運賃及び割増運賃に係るもの並びに省令で定める手荷物及び小荷物に係るものに限る。）及び料金の設定又は変更に係る部分に限る。）及び第三項（寄港地の新設又は廃止に伴うものに限る。）第九条第一項、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第十一条第一項及び第三項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十四条第二項、第十五条第一項及び第二項（事業の休止に係る部分に限る。）並びに第十九条第一項（第一号に係る部分を除く。）及び第二項に規定する職権

三 貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）に関する法第十九条の五、第十九条の六の三第一項において準用する法第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第十九条第二項並びに第十九条の二並びに第十九条の六の三第二項において準用する法第十条の二第一項及び第三項から第五項まで並びに第十九条第二項に規定する職権

四 一般旅客定期航路事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局等の管轄区域内に存するものを除く。）を営む者が行う共同経営に関する協定以外の協定に係る法第二十九条第一項及び第三項に規定する職権

五 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権

六 法第四十四条において準用する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権
2 （略）

国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十四号）（抄）

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「（運輸監理部）」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。

第三十六条第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「及び位置」を「、位置及び管轄区域」に改め、同条第三項中「海運監理部の」を「運輸監理部の所掌事務及び」に改める。

第三十七条の見出しを「（運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所）」に改め、同条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「陸運支局又は海運支局」を「運輸支局」に改め、同条第二項及び第三項中「陸運支局」を「運輸支局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（船舶安全法等の一部改正）

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

一 三 （略）

四 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の二第一項

五 二十 （略）